

## 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準

### ( 目 的 )

第 1 条 本所が市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ指定替えを行うについては、この基準によるものとする。

### ( 指定替え基準 )

第 2 条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。

#### (1) 株式の分布状況

次の a 又は b に該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社が次の a 又は b に定める期間の最終日後に行なった公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

a 上場会社の事業年度の末日において、浮動株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が1万単位未満である場合において、1か年内に1万単位以上とならないとき。

b 上場会社の事業年度の末日において、株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号cに規定する株主数をいう。）が2,000人未満である場合において、1か年内に2,000人以上とならないとき。

## (2) 浮動株時価総額

上場会社の事業年度の末日において、浮動株時価総額が10億円未満である場合において、1か年以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適当でないと認めたときの浮動株時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

## (3) 売買高

本所、東京証券取引所又は名古屋証券取引所に上場されている銘柄が次のaからcのいずれかに該当する場合

- a 本所のみに上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が40単位未満である場合。
- b 本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所のいずれかに上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が、いずれにおいても40単位未満であり、かつ2か所の合計が50単位未満である場合。
- c 本所、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株券については、その株券の最近1年間の月平均売買高が、いずれにおいても40単位未満であり、かつ3か所の合計が60単位未満である場合。

## (4) 上場時価総額

上場時価総額が20億円に満たない場合において、9か月（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他本所が必要と認める事項を記載した書面を3か月以内に本所に提出しない場合にあっては、3か月）以内に20億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、本所がこの基準によることが適當でないと認めたときの上場時価総額に係る基準については、本所がその都度定めるところによるものとする。

## (5) 債務超過

上場会社が債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1か年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)には、当該1か年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

#### (審査の資料)

第3条 前条第1号及び第5号については、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号本文に定める期間内における同号及び同号ただし書の規定を適用する場合における同号については、本所が定めるところにより、上場会社の事業年度の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

#### 付 則(抄)

1 この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、昭和53年10月11日から施行する。

#### 付 則

1 この基準は、昭和57年10月1日から施行する。

2 額面金額が50円の株式で、1単位の株式の数が1,000株未満であ

る場合には、第2条第2号に規定する上場株式数について、昭和60年10月1日以後最初に到来する決算期まで、株券上場審査基準第4条第1項第1号aのかっこ書の規定に基づく株式数の読み替えを行わないものとする。

3 この基準施行の日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「3か年以内」とし、昭和58年10月1日以後1年以内に到来する決算期における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1か年以内」とあるのは「2か年以内」とする。

#### 付 則

この基準は、昭和58年4月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、昭和58年11月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、昭和61年11月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、昭和63年1月13日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成2年12月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成8年1月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成9年1月1日から施行する。

#### 付 則

この基準は、平成11年2月1日から施行する。

#### 付 則

1 この基準は、平成13年10月1日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、この基準施行の日（以下「施行日」という。）以後に審

査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日から1か年を経過した日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この基準施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第2条第2号に定める株主数に達していたものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の昭和57年10月1日改正付則第3項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

#### 付 則

- 1 この基準は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4号の規定は、平成15年4月を審査対象とする上場時価総額の審査から適用するものとし、改正後の第2条第5号の規定は、施行日以後開始する連結会計年度又は事業年度を審査対象とする債務超過の審査から適用するものとする。

#### 付 則

この基準は、平成15年1月14日から施行する。

#### 付 則

この基準は，平成15年5月8日から施行する。

付 則

この基準は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成17年10月1日から施行し，同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

1 この基準は，平成19年12月1日から施行する。

2 施行の日の前日において，改正前の第2条第2号に係る猶予期間内にある銘柄のうち，当該猶予期間に入った日の前日において，その株主数が2,000人未満である銘柄については，当該猶予期間に入った日に改正後の第2条第1号bに係る猶予期間に入ったものとみなす。

3 改正後の第2条第1号及び2号の規定は，施行日以後に到来する上場会社の事業年度の末日の審査から適用する。

付 則

この基準は，平成23年1月31日から施行する。

付 則

この基準は，平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は，平成25年1月1日から施行する。